送研中国支部旅費規程

昭和５６年　６月　１日制定
昭和６３年　７月２０日改訂
平成　４年　４月２２日改訂
平成２２年　４月１３日改訂

第　１　条　（旅費の支給）

会務のため出張の職員に対しては，この規程に基づいて旅費を支給する。

なお，この規定は会員に対しても準用する。

第　２　条　（支給区分）

旅費は，交通費，日当及び宿泊料から成り，次の区分により支給する。

区　　分	車船賃	日当	宿泊料	
			六大都市	その他
100km未満の日帰り出張	普通実費	—	—	—
100km以上の日帰り出張	普通実費	2,700円	—	—
宿泊出張	普通実費	2,700円	15,000円	12,000円

第　３　条　（特別運賃）

急行便等を利用して特別運賃を支払ったときは，その実費を加算支給する。

第　４　条　（航空便の利用）

特に急を要する場合は航空便を利用することができる。

以　上